（仮称）いわき市犯罪被害者等支援条例(案)の概要について

市民協働部
生活安全課

1 条例制定の背景

⑴ 犯罪被害者等基本法の制定

国は「犯罪被害者等基本法」を平成16年12月に制定し、地方自治体にも地域の状況に応じた被害者等支援施策を実施する責務（第5条）を課した。これを受けて、国との適切な役割分担のもとで、自治体独自の条例の整備が求められることとなった。

⑵ 地方自治体への支援条例制定の広がり

平成28年４月に策定された国の「第３次犯罪被害者等基本計画」から、地方公共団体における犯罪被害者等の支援に関する条例の制定を促進する内容が盛り込まれたことにより、各自治体において、被害者等支援条例を制定する動きが広がっている。

⑶ 福島県の状況

福島県では、犯罪被害者やその家族が直面する経済的負担や精神的苦痛を軽減し、社会全体で被害者を支える体制を構築するために「福島県犯罪被害者等支援条例」を令和３年10月に制定した。

福島県は、県内の市町村に対し、地域に密着したきめ細やかな支援が必要であるとし、犯罪被害者等支援条例の制定を求めている。

2 条例制定の目的

犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本的施策等を定めることにより、

・犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること
・犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現を目指すこと

を目的とする。

3 条例制定の必要性

▶ 責務の明確化、持続的・継続的な支援

犯罪被害者等への支援は、経済的な支援だけでなく、犯罪被害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うこと等も重要であり、市民、事業者等の協力が必要不可欠である。このため、当該条例を制定することにより、市など各主体の責務を明確化し、社会全体で持続的・継続的な支援に取り組んでいく姿勢を示すとともに、警察や民間団体などとの連携がより一層深まり、一体感をもった支援が可能となる。

▶ 犯罪被害者等の支援に関する理解の促進

市が犯罪被害者等に対する支援を推進していくことにより、支援の重要性をより強力に社会へ発信することとなり、市民や事業者に理念や意義の共有及び理解の促進が期待できる。

4 条例の概要

⑴ 基本理念(第３条)

① **個人の尊厳と権利の尊重**
被害者の個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を守る。

② **状況に応じた配慮（二次被害の防止）**
被害の原因や置かれた状況に合わせて支援を行い、再被害や二次被害（周囲の偏見や配慮のない対応による精神的苦痛）を防止する。

③ **途切れない切れ目のない支援**
被害者が再び安全に安心して暮らせるようになるまで、必要な支援を継続して提供する。

④ **関係機関との緊密な連携**
市だけでなく、警察、医療機関、民間支援団体などの関係機関が互いに協力して、支援を行う。

⑵ 各主体の責務(第４条～第６条)

○ **市の責務（第４条）**
市は基本理念に基づき、関係機関と連携して犯罪被害者等への支援を総合的に進めるものとする。

○ **市民等の責務（第５条）**
市民等は犯罪被害者等への理解を深めて二次被害に配慮し、市や関係機関の支援施策に協力するよう努める。

○ **事業者の責務（第６条）**
事業者は犯罪被害者等への理解を深め、事業活動での二次被害防止に配慮しつつ、市や関係機関の施策に協力し、就労・休暇面で法的手続への参加を支援するよう努める。

⑶ 基本的施策(第７条～第16条)

市は、犯罪被害者等が生活を円滑に営めるよう、相談・情報提供の総合窓口を設置し、関係機関との調整を行う。併せて経済的負担の軽減、日常生活支援、心身の回復支援、再被害・二次被害防止と安全確保、居住や雇用の安定に向けた施策を実施する。さらに、市民等・事業者の理解促進のための広報啓発や、被害者が児童生徒の場合、学校と連携した支援を行い、その他必要事項は別途定めるものとする。

5 条例施行予定日

・令和９年4月１日施行予定